

報道関係者 各位

協会けんぽ（医療分）の平成24年度決算と
収支見通し（平成25年7月試算）について
（概要）

試算の経緯等

- ・ 「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した5月24日に「協会けんぽの財政基盤を強化するための緊急要請」で申し上げたとおり、今回の改正は、現行の協会けんぽに対する財政特別措置を2年間延長するという当面の対応であり、協会けんぽの赤字財政構造は何ら変わっていません。
- ・ 協会けんぽの財政基盤の強化のために、協会けんぽに対する国庫補助割合を法律の上限である20%まで引き上げるとともに、高齢者医療の負担の在り方の見直し、医療費の支出面に着目した制度改革の実現が急務です。
- ・ 協会けんぽとしては、国及び政府に対して、一刻も早く、これら制度全体の見直しの実現を強く望みます。
- ・ この概要では、今般まとめました協会けんぽ（医療分）の平成24年度決算と、これを足元として一定の前提のもとに機械的に試算した平成25年度から平成29年度までの収支見通しを、医療保険制度の見直しのための基礎資料としてお示しします。

試算の制度前提

今回お示しする収支見通しの特別措置終了後（平成27年度以降）の制度前提は以下の通りです。

制度前提 A（現状維持）

- ・ 国庫補助率 16.4%
- ・ 被用者保険が負担する後期高齢者支援金は、1 / 3 総報酬按分

制度前提 B（協会要望）

- ・ 国庫補助率 20%
- ・ 被用者保険が負担する後期高齢者支援金は、全額総報酬按分
70～74歳の一部負担は、1割負担として機械的に試算

1. 平成 24 年度の協会けんぽの決算見込みについて
 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

協会けんぽの平成 24 年度の収支〔医療分〕

(単位：億円)

		24年度決算(見込み)
収 入	保険料収入	73,156
	国庫補助等	11,808
	その他	163
	計	85,127
支 出	保険給付費	47,788
	拠出金等	32,780
	老人保健拠出金	1
	前期高齢者納付金	13,604
	後期高齢者支援金	16,021
	退職者給付拠出金	3,154
	病床転換支援金	0
	その他	1,455
	計	82,023
単年度収支差		3,104
準備金残高		5,054
保険料率		10.0%

- (注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの
 2. 数値は今後の国の決算の状況により変り得る
 3. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある

2. 5年収支見通し（平成25年度～平成29年度）について

前述の平成24年度の協会けんぽ（医療分）の決算（見込み）を足元とし、一定の前提において、平成29年度までの5年間の収支見通し（機械的試算）を行った。

平成25年度の賃金上昇率は、平成24年度の標準報酬等の実績をもとに0%とした。

平成26年度以降の賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位（注） ×0.5	0.8%	0.8%	1.05%	1.05%
0%で一定	0%	0%	0%	0%
過去10年間の 平均で一定	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%

（注）経済低位ケースは、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成21年財政検証結果）」（平成21年2月）における賃金上昇率の前提である。

【試算結果のポイント】

制度前提 A (現状維持)

現在の保険料率(10%)を据え置いた場合、賃金上昇率ケースでは平成28年度に、賃金上昇率ケースとでは平成27年度に準備金(積立金)が枯渇する。更に、平成27年度以降も保険料率を10%に据え置いた場合、平成29年度末の累積赤字は、

(賃金上昇率ケース) 6,100億円

(賃金上昇率ケース) 1兆2,200億円

(賃金上昇率ケース) 1兆5,500億円となる。(下記制度前提Aの参照)

平成29年度の均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)は、

(賃金上昇率ケース) 10.6%

(賃金上昇率ケース) 11.0%

(賃金上昇率ケース) 11.2%となる。(下記制度前提Aの参照)

現在の保険料率(10%)を据え置いた場合

(単位:億円)

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	1,300	2,600	3,300	4,200
	準備金	5,300	3,900	1,400	1,900	6,100
0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	1,900	3,700	5,100	6,700
	準備金	5,300	3,400	300	5,400	12,200
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	2,200	4,400	6,200	8,100
	準備金	5,300	3,000	1,300	7,500	15,500

準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)

(単位:億円)

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.3%	10.6%
	収支差	200	1,300	2,600	1,400	0
	準備金	5,300	3,900	1,400	0	0
0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	(注2) 10.0%	10.7%	11.0%
	収支差	200	1,900	3,400	0	0
	準備金	5,300	3,400	0	0	0
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.2%	10.9%	11.2%
	収支差	200	2,200	3,000	0	0
	準備金	5,300	3,000	0	0	0

(注1) 準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、の結果と異なる場合がある。

(注2) 詳細にみると10.04%であり、10%を維持していない。

平成27年度以降均衡保険料率(準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率)

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位×0.5		10.0%	10.0%	10.4%	10.5%	10.6%
0%で一定		10.0%	10.0%	10.5%	10.7%	11.0%
過去10年間の平均で一定		10.0%	10.0%	10.6%	10.9%	11.2%

(注) 平成25年度及び26年度は10%としている。

制度前提 B (協会要望)

平成 27 年度以降、国庫補助率を 20% (現在は 16.4%) に引き上げ、また、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の全額 (現在は 1/3) を総報酬による按分とした場合、現在の保険料率 (10%) を据え置くと、平成 29 年度末の準備金は、

(賃金上昇率ケース) + 300 億円の累積黒字

(賃金上昇率ケース) 5,800 億円の累積赤字

(賃金上昇率ケース) 9,200 億円の累積赤字となる。(下記制度前提 B の 参照)

平成 29 年度の均衡保険料率 (単年度収支が均衡する保険料率) は、

(賃金上昇率ケース) 10.3%

(賃金上昇率ケース) 10.6%

(賃金上昇率ケース) 10.9%となる。(下記制度前提 B の 参照)

現在の保険料率 (10%) を据え置いた場合

(単位: 億円)

賃金上昇率		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経済低位 ケース × 0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	1,300	500	1,200	2,000
	準備金	5,300	3,900	3,500	2,300	300
0% で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	1,900	1,600	3,000	4,600
	準備金	5,300	3,400	1,800	1,200	5,800
過去 10 年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	2,200	2,300	4,000	5,900
	準備金	5,300	3,000	800	3,200	9,200

準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10% を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率 (単年度収支が均衡する保険料率)

(単位: 億円)

賃金上昇率		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経済低位 ケース × 0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	1,300	500	1,200	2,000
	準備金	5,300	3,900	3,500	2,300	300
0% で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.2%	10.6%
	収支差	200	1,900	1,600	1,800	0
	準備金	5,300	3,400	1,800	0	0
過去 10 年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.5%	10.9%
	収支差	200	2,200	2,300	800	0
	準備金	5,300	3,000	800	0	0

(注) 準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、の結果と異なる場合がある。

平成 27 年度以降均衡保険料率 (準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率)

賃金上昇率	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経済低位 × 0.5	10.0%	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%
0% で一定	10.0%	10.0%	10.2%	10.4%	10.6%
過去 10 年間の平均で一定	10.0%	10.0%	10.3%	10.6%	10.9%

(注) 平成 25 年度及び 26 年度は 10% としている。

(参考1)

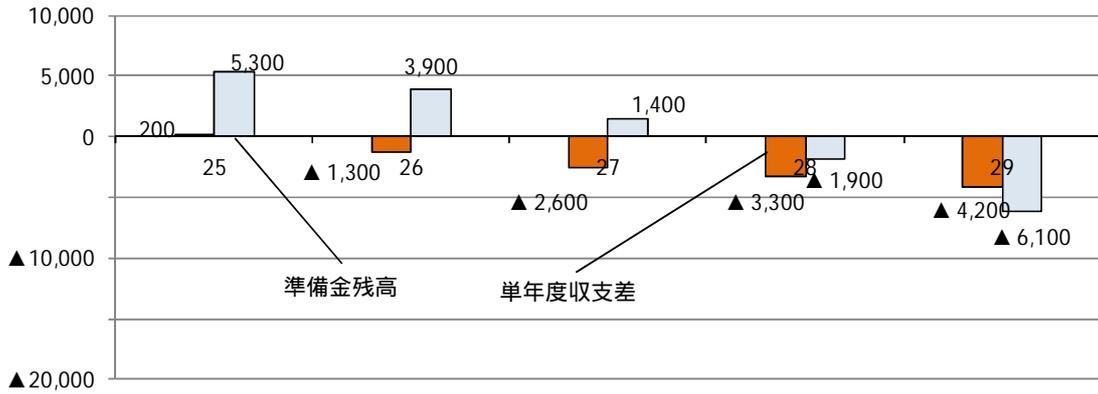
協会けんぽ(医療分)の平成25年度～平成29年度の収支見通し

制度前提A(現状維持)

現在の保険料率(10%)を据え置いた場合

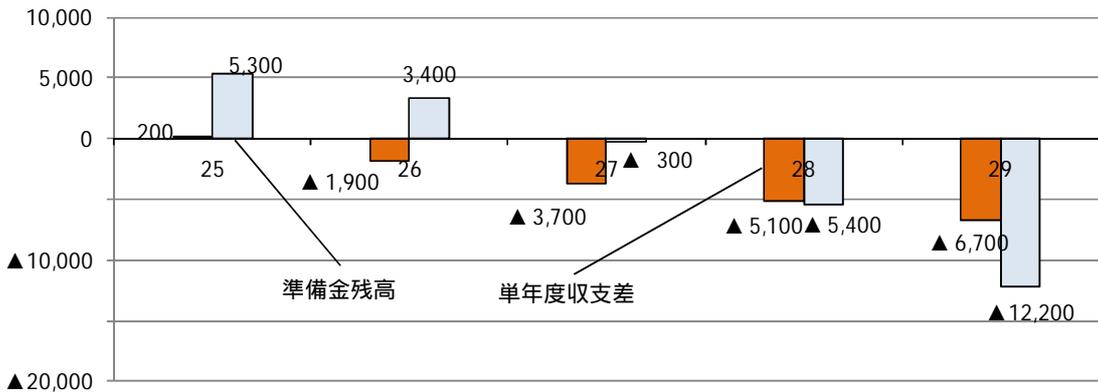
賃金上昇率ケース

(単位:億円)



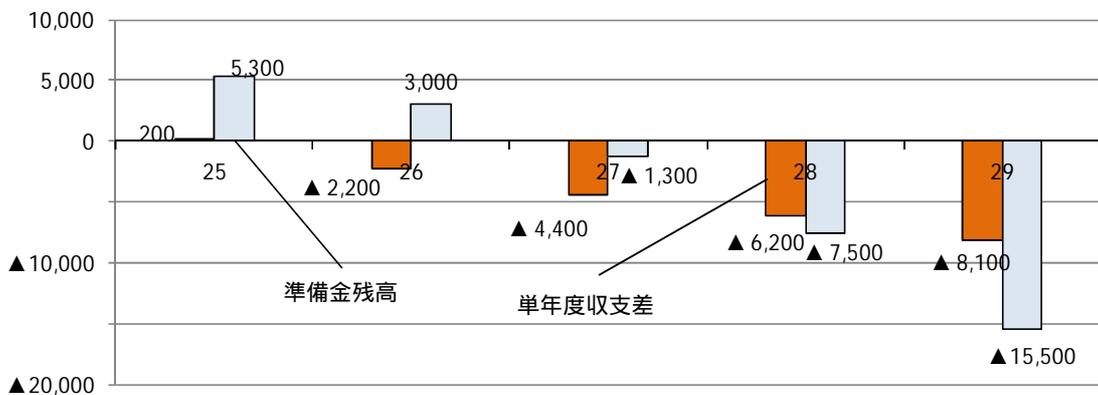
賃金上昇率ケース

(単位:億円)



賃金上昇率ケース

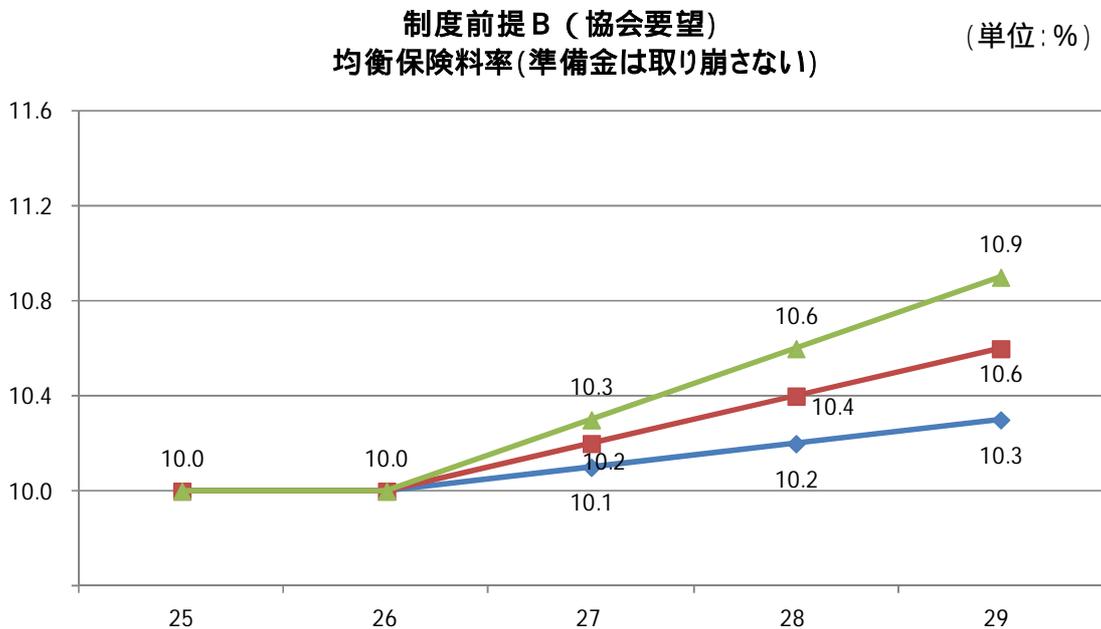
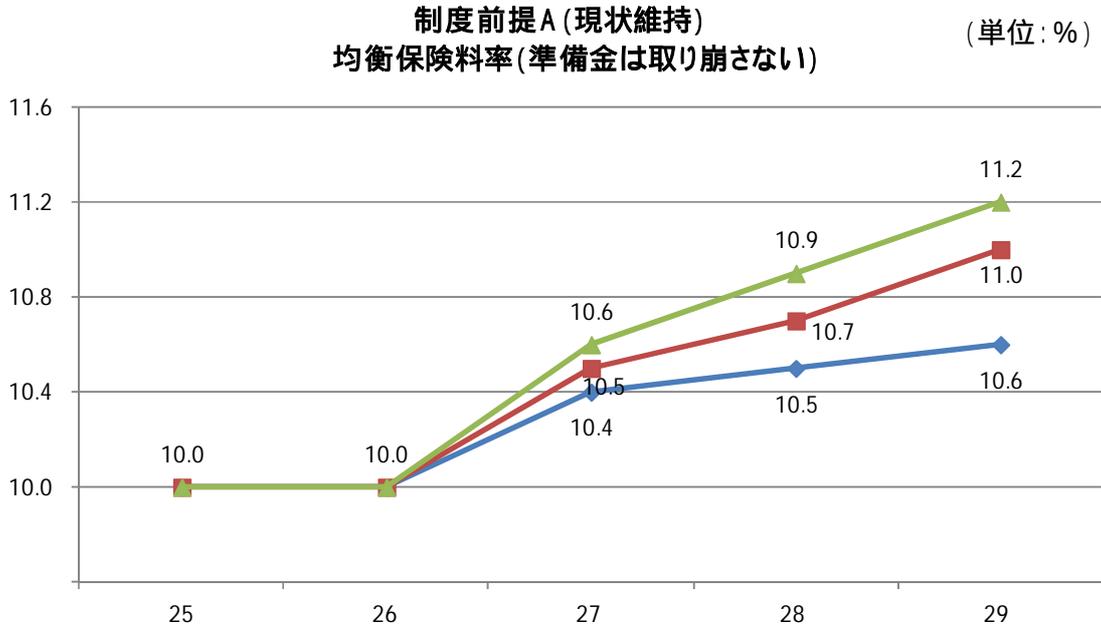
(単位:億円)



(参考2)

均衡保険料率の見通し

この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。



(注)平成25年度及び26年度は10%としている。